

## 令和7年4月1日より入院時の食事にかかる患者負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していることを踏まえ、医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点から、健康保険法等に関する法律の規定に基づき、下記のとおり入院時の食事にかかる負担額が変更となります。

	1食あたりの負担額（非課税）	
	R7.3/31まで	R7.4/1から
① 一般の方	490円	→ <b>510円</b> ※
② 住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	230円	→ <b>240円</b>
③ ②のうち所得が一定基準を超えない方など	110円	→ 110円 変更なし

※ 指定難病または、小児慢性特定疾病の方は280円です。